横浜市公告第６号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から４か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和５年１月13日

横浜市長　山中竹春

１　届出の概要

(1)　大規模小売店舗の名称及び所在地

ヒューリックみなとみらい

中区桜木町１丁目１番地の７

(2)　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社

代表取締役　大山一也

東京都千代田区丸の内１丁目４番１号

(3)　変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 橋本勝 東京都千代田区丸の内１丁目４番１号	三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山一也 東京都千代田区丸の内１丁目４番１号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社アーバンリサーチ 代表取締役 竹村幸造 大阪市西区京町堀１丁目６番４号 ほか53者	株式会社adapt retailing 代表取締役 金親卓生 東京都港区港南３丁目４番27号 ほか44者

(4)　変更の年月日

令和３年４月１日ほか

(5)　変更した理由

設置者の代表者変更のため　ほか

２　届出年月日

令和４年12月９日

３　縦覧場所

中区本町６丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課